

平成23年度 第5回府中市環境審議会会議録

平成24年3月6日(火)
午後6時半から8時半まで
府中駅北第2庁舎3階会議室

- 1 出席委員 安藤正邦委員、戸田忠良委員、中嶋正樹委員、石谷真喜子委員、
比留間吉郎委員、増山弘子委員、金子富紀委員、竹内章委員、塚原仁委員、
馬場利之委員、朝岡幸彦委員、田中あかね委員、室英治委員
(13名)
- 2 欠席委員 海藤茂委員、石上祥光委員(2名)
- 3 事務局 加藤環境政策課長、遠藤環境政策課長補佐、佐藤環境改善係長、
監物環境保全活動センター整備担当理事、環境改善係海野技術職員
- 4 傍聴者 なし
- 5 議事 (1) 前回審議会での質問、意見などについての回答
(2) 他計画との位置付けについて
(3) 次期府中市環境基本計画の構成内容について

《審議内容(要旨)》

事務局 お待たせしておりますが会議に入ります前に、皆様のお手元にお配りいたしております配布資料のご確認をお願いいたしたいと存じます。

まず、配布資料は5部あります。

資料1 放射能対策に関する実施状況

資料2 災害廃棄物処理支援について

資料3 府中市のごみ6号(平成23年10月発行)

資料4 環境基本計画に関連する個別計画の概要

資料5 総合計画と個別分野計画の関係について

以上ですが、よろしいでしょうか。

会長 お手元の資料で間違いございませんでしょうか。もし不足があればお申し出ください。

事務局 皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の進行役を努めさせていただきますので、よろしく願いいたします。なお、本日の会議に、次の方から、やむを得ない事情で欠席の連絡を受けておりますので、ご報告させていただきます。

海藤茂委員、石上祥光委員

以上、お二人でございます。

事務局 傍聴について、委員の皆様にお諮りいたしますが、府中市情報公開条例に基づき、原則公開となっておりますので、傍聴人の入室を許可してよろしいでしょうか。

(ここで傍聴人の確認をする。傍聴人なし。)

会長 それでは最初に、すでにお送りしましたが、第3回・第4回の会議録についてご確認
いただきたいと思います。何か修正点などございましたでしょうか。

お気づきの点があれば、後でお申しつけください。その時点で確認したいと思います。

それでは、報告事項の2番目、前回の審議会での質問、意見などについて、回答を事務局から順番にお願いいたします。

事務局 第3回・第4回の会議録につきましては、メールなどで送付させていただきましたが、
ご意見や内容が、もし違っていましたら、原則公開となっておりますので、第1回から
第4回までの会議録を再度ご確認ください、何かありましたら事務局までご連絡
をお願いいたします。

次に前回の審議会でのご質問、意見についての回答ですが、一点目としまして、放射
能に関して第4回にお話をさせていただきましたが、口頭での報告でしたので分かりづ
らい点があったため、今までの経過を資料として配布することとなっておりますので、
事務局で資料としてご用意させていただきましたのでよろしくをお願いいたします。

会長 手短に少しもう一度説明してください。

事務局 放射能対策に関する実施状況につきまして説明いたします。6月29日から7月4日
まで、東京都から貸与を受けた簡易測定器で市立小学校、中学校、幼稚園、保育所及び
公園8か所の合計60か所、68地点の地上5cmと100cmで空間放射線量を測定しま
した。次に市で簡易測定器、堀場製作所製Radi PA-1000を44台購入し、9月5日から
市立小学校で休日を除き概ね午前9時に測定し、翌日公表を実施しています。併せて市
立中学校、市立幼稚園、市立保育所、市立公園の定期測定も開始し、私立幼稚園、私立
保育園につきましては、簡易測定器の貸出しを実施しました。簡易測定器44台のうち
11台につきましては、自治会、地域団体などのグループを対象とした貸出しを各文化
センターで11月21日から開始しました。次に、簡易測定器よりも精度の良いシンチ
レーションサーベイメータを10月28日に2台購入しました。なお、委託業者による
シンチレーションサーベイメータでの調査委託につきましては、現在まで再調査の必要
がなかったため測定の実績はありません。次にプール水の調査委託についてですが市内
小学校22校と市民プールなど8か所及び郷土の森博物館水遊びの池の合計31か所で
7月27日に採水測定し、測定結果につきましては放射性ヨウ素131、放射性セシウム
134・137のいずれも全て不検出でした。地下水及び水道管直結の水道水について
ですが、7月27日に武蔵台旧2号水源から地下水を採取し、また、市役所本庁舎水道
水を採取測定し、測定結果につきましては放射性ヨウ素131、放射性セシウム134・
137のいずれも不検出でした。次に土壌の調査委託についてですが、8月16日に市
立小学校22校の校庭と東・中央・四谷保育所及び小柳幼稚園の砂場4か所と西原町・
日新町・多磨町・押立町公園の砂場4か所の合計30か所で土壌及び砂を採取測定し、
測定結果につきましては放射性ヨウ素131が全て不検出でしたが、放射性セシウムの
最高値が134・137の合計値で191Bq/kgで、最低値が2か所で不検出でした。土
壌に関しましては規制値というものはありませんので、参考に食品中の放射性物質に関
する暫定規制値を全ての場所で下回っていました。次に浅間山にあります若松苗圃の剪

定枝チップ堆肥、落ち葉の銀行の腐葉土及び南白糸台小学校の食品残さ堆肥を測定し、測定結果につきましては放射性セシウムが、剪定枝チップ堆肥の290Bq/kgが最高値で、農林水産省が定めた堆肥に関する暫定許容値である400Bq/kgを全てが下回りました。以上が前回に説明した内容になります。

次にその他の取組としまして、給食関係についてですが、市立小学校につきましては給食食材の産地を府中市立学校給食会のホームページで公表しており、また、給食食材の放射性物質測定を、1回目が9月に測定を実施、2回目が1月に第一・第二給食センターと単独校である府中第四小学校、武蔵台小学校、住吉小学校で測定を実施して市ホームページで公表しています。市立保育所につきましては、9月1日以降から全15か所で使用している給食食材の産地を各保育所で毎日、掲示にてお知らせしており、また、給食食材の専門機関による放射性物質検査を1月12日から実施し、併せて給食食材の簡易検査も行っています。その他の空間放射線量の測定についてですが、市内にある都立公園の浅間山公園、府中の森公園、武蔵野公園、武蔵野森公園で空間放射線量測定を実施し、測定結果を市ホームページで公表しています。また、市内道路の通学路221か所の空間放射線量の測定を12月8日から1月10日に実施し、測定結果を市ホームページで公表しています。以上が放射能対策の取組になります。

会長 何かご質問がありましたらお願いします。

副会長 東京都から借り受けた測定器はどのような測定器でしょうか。市で購入した堀場製作所製のものとは比べてどうでしょうか。東京都の測定器の方が、精度が良いのでしょうか。

事務局 DOSE RAE2 という簡易測定器で、東京都から借り受けた測定器の方が、誤差が大きいです。

副会長 市で購入した測定器の方が、精度が良いということですか。

事務局 はい、市で購入した簡易測定器の方が、精度が良いです。

副会長 小学校では9月5日から測定しているとのことですが、現在でも午前9時に毎日測定しているのでしょうか。また、学校の先生が測定しているのでしょうか。

事務局 副校長先生を中心として、教職員の方が測定しており、現在でも学校の休日を除き毎日継続して測定しています。

副会長 心配のない数値ということですが、測定データは学校で保管しているのですか。

事務局 学校でも保管していますが、測定データは教育部総務課で一度集約し、総務課を通じて環境政策課にFAXで送信してもらい、測定した翌日に環境政策課で市ホームページに公表しています。また、過去のデータも市ホームページに掲載するようにしています。

副会長 測定したデータが環境政策課に送られてきて、それで数値を確認しているということですか。これは毎日、大変な仕事ですね。

その次に土壌調査ですが、放射性ヨウ素131は不検出とのことですが、放射性セシ

ウムの最高値についてはセシウム134と137のどちらになりますか。

事務局 放射性セシウムについては両方の合計値で191Bq/kgです。

副会長 土壌測定の時には国の基準値が無かったということで食品の暫定規制値を使っていますが、この暫定基準値はいくつでしたでしょうか。

事務局 飲料水・牛乳・乳製品は200Bq/kgで、野菜・穀類・肉その他は500Bq/kgです。

会長 他の方はいかがでしょうか。

委員 その他の取組の中で、学校と保育所の給食食材の放射能測定ということで、簡易測定器にキットをつけて簡易的に測定しているという話がありましたが、精度についてはどうなのでしょう。

事務局 給食食材の放射能測定につきましては、非常に重要かつ大変なことだと思っております。食品に関する基準値について国で議論されているところですが、4月から暫定規制値が厚生労働省の定めたより厳しい基準値に変わることになっています。前にお話のありました小金井市につきましては、チェルノブイリの原発事故の当時に、日本にも飛んできているのではないかと、不安であるといった声がありまして、かなり古い物のようですがその当時に購入した測定器があるという話で聞いております。そうしたこともあり、購入している市もあるのだから独自で測定して欲しいという陳情があるところですが、本市の考えとしましては、規制値も変わっていく状況であることも含めまして、市場に流通している食材は、都道府県の検査により安全が確認されているものと判断しています。しかしながら、児童・生徒の保護者から食材に対して不安だという声をいただいているところですので、昨年9月から給食食材の産地公表と専門機関による測定を定期的実施させていただいています。学期ごとに、季節により食材も変わっていきますので、専門機関の測定を当面はしていくということで実施しているところです。長い期間の中で1回ずつ測るよりも、測定器を購入して日々測定した方が安全なのではないかと議論がある中で、本市の保育課が先行で始めておりますが、目安として確認する方法として、空間放射線量測定を目的として購入した堀場製作所製Radi PA-1000に測定キットをつけますと環境にもよりますが、通常は200Bq/kg以上放射性物質が含まれている場合には判定できるといった、取組ができるということが分かりましたので、一つの目安として始めさせていただいています。正確に測定するには、学期ごとに専門機関に出して測定していく考え方にたって実施させていただいているところです。

会長 陳情はあったけれども独自の測定器を購入せず、府中市としては業者に出して学期ごとに測定を依頼して公表する。そして、もっときめ細かな要望もある場合には、すでに所持しているRadi PA-1000にキットをつけて、その都度測定をしていくということで良いですか。

事務局 1月23日から実施しておりますが、測定キットが1台なので、各保育所で順番に回して、その日に使う食材について点検確認している状況でございます。万が一200Bq/kgを超えるような物が出てくれば大変な問題になってしまいますが、そういった現

象が出た場合には、直ちに専門機関に検体を送付して確認をしていくことになります。

会長 保育所で測定器を回して随時測定をしているとのこと。その点についてはこれでよろしいでしょうか。他にご質問ありますでしょうか。

委員 この資料1は環境審議会だけの資料ということで、オープンな資料ではないのでしょうか。

事務局 前回に口頭だけの説明では分かりづらいとお話がありましたので作成したものです。

会長 基本的には個別の対策ごとに全てホームページなどで公表していますので、まとめたものはここだけということで良いかと思えます

委員 基準値はホームページできちんと、例えば放射線量が何 $\mu\text{Sv/h}$ 以下など、全て明記されているということで良いでしょうか。

事務局 委員からのご指摘のとおりでございまして、この資料につきましては先日、資料を提示せずに口頭で説明させていただいたところ、多岐に内容がわたっていますので、分かりにくいということから、概要をまとめさせていただいたものです。公表という右側の覧にも記載させていただきましたが、内容などにつきましてはホームページ、可能な限り広報を活用して公表しているところです。ホームページの公表につきましては、実施した学校や保育所といった細かなところまで、1mではいくつ、5cmではいくつ、その場合の基準値はこうですといった表現も掲載して公表しているところでございます。

会長 他はいかがでしょうか。ただいまの話の中で、2番目の報告事項に入っている食材に関しまして、補足があればお願いします。

事務局 食材のお話から給食の話題が出たと思いますが、小中学校では給食センターでほとんどが作られていますが、小中学校33校のうち、自校方式が3校ありまして、第四小、住吉小、武蔵台小となっています。

会長 給食センター方式であるけども、3校だけが自校方式で、第四小と住吉小と武蔵台小とのご説明でした。

一点よろしいでしょうか。府中市は堀場製作所製のRadi PA-1000を44台、日立アロカメディカル製のTCS-172Bを2台、持っていることになっていますが、Radi PA-1000の44台のうち11台は各文化センターで市民に貸出していますが、残りの33台とTCS-172Bという精度の良い測定器2台は、今どこにあって何に使っていますか。

事務局 日立アロカメディカル社製のTCS-172Bにつきましては、シンチレーションサーベイメータという測定器でございまして、非常に精密な機器で、シンチレータの部分が硬いところに当たってしまうと割れて壊れてしまうという繊細な機器になっています。この2台につきましては、環境政策課で所管しており、簡易測定器で空間放射線量を測定した場合に心配される数値、いわゆる $0.23\mu\text{Sv/h}$ を超えるような数値があったときに、再度、詳細を測定しますということで購入させていただきました。1台だと故障してし

まったりする場合もありますので、府中市内はそれほど心配な状態ではないという前提で進んでおりましたが、2台の購入を認めていただきました。

簡易測定器44台につきましては、当時、国のモニタリングポストが公式には新宿にしかないということで、都内の空間放射線量は新宿の数値でしか把握することができないという話がありました。その後、東京農工大学のご協力にもよりまして、文部科学省で全国の大学、高専などに協力をいただき、簡易測定が今年の3月29日から開始されたところでございます。東京農工大学のご協力をいただけたところで、本市につきましては、市内の空間放射線量の判定はしていけると主張しておりましたが、それでも心配だという声が非常に多く、より身近なところで測定して欲しいという市民からの要望、あるいは議会などからの意見がありました。本市としましては、小さなお子さんの生活圏域である一番身近なエリアを小学校学区ということで考えまして、小学校22か所での測定を夏休み明けの9月5日から実施しているところでございます。小学校を測定するというのではなくて、皆様がお住まいの場所で、うちは一小が近いとか、武蔵台小学校の近くだ、ということが小学校に行っているお子さんをお持ちでない方もかなりご理解いただけるだろうとの考え方から、小学校22か所で学校がやっている日につきましては測定しまして、先程、翌日とお話させていただきましたが、ホームページの公表のタイミングがあることから、その日のうちに環境改善係で教育委員会からいただいたデータの中身を確認してホームページの掲載の処理をしています。時間的には夜中の12時にホームページが更新されたところでその数値が見ることができます。小学校以外の中学校、幼稚園、保育所、公園などにつきましては、各所管課のご協力をいただきまして、定期的に測定することになっていきますので、市立中学校、幼稚園の測定として教育委員会に3台、市立保育所の測定として保育課に1台、公園が数百か所ございますので公園を測定するというので、公園を所管している管理課、公園緑地課に各1台で計2台、その他に私立の保育所、幼稚園、小学校の貸出しとして4台をご用意させていただいたところでございます。それに加えまして当時から想定していましたが、市が測定するだけではなくて、より身近に、自分の家を測ってもらいたい、測りたいといったご要望もあるだろうといったところで、貸出しさせていただくということで、なんとか体制が整いましたのが11月21日ということで、一番借りやすい場所である府中市内11か所の文化センターに協力をいただきまして、貸出しの窓口ということで11か所の文化センターに1台ずつ配備している状況でございます。文化センターの貸出しについては、審議会からもご指摘をいただいておりますが、文化センターを窓口とすることが良いのか、活動センターを立ち上げたのだから活動センターを窓口にする方が良いのでは、といったご意見もいただいておりますので、貸出しのしやすさだけではなくて、放射能測定の結果の分析や測定の内容なども含めまして、現在、活動センターでの貸出しにつきましても検討させていただいているところでございます。

会長 数としては44台のうち22台は各小学校に貸与されていると、各課ということで教育委員会に3台、保育関係の課に1台、公園関係が2台、私学関係が4台ということで、1台を環境政策課で預かっているということで良いでしょうか。

事務局 環境政策課にも1台、用意させていただいておりますが、これは先程のシンチレーションサーベイメータだけでは、皆さんが測っていただいている環境とどれだけ違うのかという比較ができないことから、環境政策課でも同様に簡易測定器を1台持たせていただいております。自治会や地域の方が借りて測定をしたときに心配だから見に来て欲し

いといったご要望も受けているところですが、そのときには職員が2台持っていき、簡易測定器の測定結果とシンチレーションサーベイメータの測定結果と併せてご確認いただき、対応などについてアドバイスさせていただく方法で実施しております。

会長 先程、シンチレーションサーベイメータは環境政策課で保管していて、簡易測定の結果、高い値が出た場合に環境政策課が測りに行くために保管しているとのこと説明でしたが、実際にそれを使って、業者が測った以外に測定したことはありますか。

事務局 幸にも今まで定点、定時などの測定をしている中で、いわゆる高い数字 $0.23\mu\text{Sv/h}$ を超えるようなことはございませんでしたので、シンチレーションサーベイメータが出動するような機会はありませんでした。そうした中、一般の貸出しが始まったところで、貸出しの時には簡単な測定マニュアルを作成しまして、まず高さ1mで1分間保持して30秒ごとに5回カウントした数値を平均したものをその数値としていただき、その次に高さ5cmで同様に測定していただきます。環境省の基準では高さ1mで $0.23\mu\text{Sv/h}$ が年間1mSvを超えるといったところですが、市民の不安感で考えますと、それが高さ1mであろうと地上すれすれであろうと $0.23\mu\text{Sv/h}$ を超えている数値が出たときには心配だという声もあると想定した中で、高さ5cmでも $0.23\mu\text{Sv/h}$ を超えたときには、環境政策課に報告してくださいとのお願いをしております。実際には、測ったときに5回の平均値が $0.23\mu\text{Sv/h}$ を超えていなくても、一瞬でも $0.3\mu\text{Sv/h}$ という数値を見てしまったとか、その数値は超えていないけど心配だから市でもう一回測ってくれないか、といったようなご要望があります。正しく平均を取って測っていただければ再度、測定はできませんというご説明はしきれないところがありますので、不安な数値が出ているという情報をいただいたときには、環境政策課で再測定をさせていただくかたちをとっております。今まで、11月から実施した中では12件の再測定の要望があり、現地に赴いて測定したところでございます。

会長 結論から言いますと、環境政策課で保管しているシンチレーションサーベイメータについては、実際に12件の測定に行ったという実績があるということです。改めてご要望したいのですが、各文化センターを通じて市民向けに貸出しされている11台については期限を設けて、環境保全活動センターが発足しましたので、活動センターで貸出しや管理運用できるようにしていただきたい。できるだけ速やかにそういう体制にさせていただいた方が良いと思います。前に申し上げたようにデータが蓄積されないと意味がありませんので、マップに落としていくということが大事ですので、活動センターを中心に市民の測定結果を集約するというかたちにしていただきたい。併せて、学校や担当課でデータが上がってきていると思いますが、ホームページに掲載されている分については良いと思いますが、これも逐次市民の測定データとつき合わせる必要があるので、できれば何とかやり方を考えて環境保全活動センターとデータを共有できるようにしていただきたい。もう一点は2台のうち1台はスペアとして万が一ということで持っているということなのですが、それではもったいないので1台は環境政策課、1台はきちんと利用の仕方を説明して、環境保全活動センターで運用できるようにして、違うところで運用すればリスクは分散しますので、使わないで取っておくというのは高いものであればあるほどもったいないので、ご検討いただければと思います。

この件に関して何か他にございますか。

委員 多数の機器がいろんな場所であるいはいろんな部署で稼働していることをお聞きしたのですが、この機器の使用前の点検と校正管理の手順や方法というのは標準化されているのでしょうか。

事務局 測定器を導入するときに、実は一番大事だろうと、環境政策課や市内部でも議論しましたのがそのことをごさいます、ただ単に不安だから国まかせではなく、基礎的自治体として自ら測定をして欲しいといった多くのご要望がございましたが、果たして行政が測定に踏み切るときに、信頼性のない機器で測定をして、本当に安全と安心を守ることができるのかといった議論が本市だけではなく、近隣市を含めて実施されてきたところです。当初は国の責任でやるべきことであるし、責任も確保できないことから市としてはやるべきではないといった考え方に立っていましたが、確認が何もできないよりは目安でも良いから身近な場所を把握するべきだろうという話になり測定することになりました。機器につきましては信頼性のおける物、また、買った後にずっと正しく動いているかどうかをどこかで確認しなければいけません、計量法などの関係では放射能の測定器については基準というものがありませんので、環境省のマニュアルでようやく出てきましたのが、年1回程度の校正をすることが望ましいといったことになっているところです。本市につきましては昨年9月から導入しているところですので、昨年度の予算の中で44台と2台の計46台を購入させていただきました。校正にかかる費用も堀場製作所製の簡易測定器は1台5万円位で、TCS-172Bになりますと1台13万円位かかります。これを果たして毎年全ての台数に対して校正する必要があるのか、するべきであるのかという議論をしたところですが、全ての機器を校正する必要は経費的な部分からもないと思っております、確実に毎年一台ずつ2台分のうち1台については1年おきに1台を校正させていただいて、44台につきましても確実に1台は校正に出させていただきます。校正した機器と同型機が同様の動きをしているかどうかといった確認を環境政策課で毎年させていただいて、正しく動いているという最低限の確認はさせていただいて、データの信頼性を担保していこうと考えております。

会長 他にありますでしょうか。

副会長 文化センターで11台貸出していますが、2月末までにどれくらいの貸出しがあったのかデータはありますか。

事務局 11月21日から貸出しを開始してから2月末までの貸出し状況は全文化センターで、189件の貸出しがありました。

副会長 0.23 μ Sv/h を超えたものについては、環境政策課で再測定ということで、再測定に行ったのは12件ということですが、これは全てが高さ5cmレベルで0.23 μ Sv/h を超えていたということですか。それとも最終的に1mで0.23 μ Sv/h を超えなければ良いという国の基準がありますが、再測定に行った中で最高値はどれくらいのケースがあったのか分かれば教えてください。

事務局 12件の再測定に行きまして、5cmのレベルでは雨樋下で0.33 μ Sv/h というところがありました。1mの高さでは0.23 μ Sv/h を超えているところはありませんでした。

副会長 貸出しは今月末で一旦終わりということですよ。

事務局 終りではなく、継続で貸出しを行います。貸出し方は検討していきます。現在はグループなどとなっていますが、個人での貸出しも検討していきたいと考えています。

副会長 4月以降は色々と切り替えて行うということですか。

事務局 変える内容については検討中ですが、このまま引続き文化センターで貸出す予定です。

副会長 校正の問題があったのですが、全部一度に校正というわけではなくて、順次メーカーでやってもらうという方法ですか。

事務局 一度に11台引き取るのではなくて、一台ずつ校正する方法で考えています。

副会長 常に文化センターには1台あるということで良いですか。

事務局 そういうかたちをとりたいと思います

会長 他はいかがでしょうか。

それでは私がお願いしたセンターに集約してというのは当面ペンディングですか。

事務局 先程もお話させていただいたとおり、環境審議会からも単に貸出しをしていくのではなくて、市民の方が測定していただいたデータを集約してマップ化していくべきだろうといったご意見につきましては、真摯に受けとめをさせていただいております。しかしながら貸出しをさせていただく中で、市内施設などを見ますと11か所の地域に分散していますので非常に借りやすく、返しやすといった部分がございます。文化センターでの貸出しでも測定についての野帳を作っていますので、皆さんが測定したデータを環境政策課に提供していただきたいとお願いはしているところですが、出先になってしまうと収集が難しい部分があります。不安な数値が出たときにはもう一度測定して欲しいという連絡がきますので、それを会長がご指摘のとおり、環境保全活動センターを窓口にするれば、そういう相談につきまして、ダイレクトに受け止めることもできますし、測定していただいたデータについてもご提供していただく環境が整うと思っておりますので、その準備につきましては現在考えさせていただいているところでございますので、決してペンディングということではなくて、前向きに考えさせていただいているというようにご理解いただくと大変ありがたいと思います。ただ、3月のこの時期になっておりますので、貸出しなどの混乱を避けるためにも、当面は文化センターでの貸出しを継続させていただきまして、貸出し方法を変えるときには広報、ホームページなどでの告知というの必要ですので、その部分も含みましてご理解いただくとありがたいと思いますのでよろしく願いいたします。

会長 センターでの運営委員会での議論も必要ですので、タイミングを見てそういう方向に変更していただくのが良いと思います。大事なことは、いつまでもずっと測定はやらなくてはいけないので、環境政策課あるいは担当課がそれぞれ測定して回っているという

状態が良いのか、市民が好きなところを好きにやっているという状態で良いのか、それは次の段階も考えて市民にきちんとした主体を作って一緒に測定しデータを共有するという体制に早めに移っていった方が良いので、環境保全活動センターができたので、センターにもご協力を願ってそういう方向を考えていただければと思います。

それでは3番目の安全宣言についてお願いいたします。

事務局 現在、自治体レベルで、安全宣言などを出しているところはあるかについてですが、インターネットや各市のホームページなどで調べましたが、安全宣言まで出している自治体はございませんでした。近隣市の状況で確認しましたが、市民の皆様に安心、安全を伝えるために、空間放射線量の測定結果を掲載するなど、市民の不安解消に努めているところが大半であり、現時点では、今すぐ健康に影響は与える数値ではないということをお伝えしているところぐらいだと認識しています。今後も、国を含め安全宣言を出す自治体があるか注視していきたいと思っています。

会長 そういうことでよろしいでしょうか。
それでは次の災害廃棄物の処理の支援についてお願いいたします。

事務局 次に、災害廃棄物処理支援についてですが、資料2として、参考に東京都のホームページから抜粋させていただきましたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東北地方において膨大な量の災害廃棄物が発生しました。その処理が進まず、復興に向けた支障となっており、都を中心に被災地の早期復興を進めるために、岩手県及び宮城県の災害廃棄物の処理支援を行うことを表明し、平成23年9月30日に岩手県と処理協定を結び、平成23年11月24日には、宮城県女川町と宮城県、特別区長会、東京都市長会及び都が基本合意を締結しております。現在、処理をお願いする災害廃棄物の放射能濃度は、不検出または、微量で放射線量の測定後、都内に搬出しておりますので、安全は確認されています。現在、どういう流れで進んでいるかといいますと、23区の区部では受け入れのために国や都を交えて、世田谷区などで住民説明会をしているところです。本市でも4月以降に多摩川衛生組合の中で処理を受け入れるのかどうかを進めていくようになっております。

会長 この件に関しまして何かご質問などありますでしょうか。

委員 静岡県で島田市と裾野市が国の基準に照らして受け入れますと宣言していますが、島田市で非常にもめているらしいのですが、府中市もやりますよと手を挙げれば、宮城県なり、岩手県なり単独でもできるのですか。

事務局 本市で単独で受け入れるということは不可能だと考えております。と申しますのは、本市の場合には市単独で清掃工場を持っておりませんので、一部事務組合で、稲城市、狛江市などと協同で実施をさせていただいている多摩川衛生組合で可燃ごみの処分をしております。まずは多摩川衛生組合で受け入れるかどうかの議論の流れになります。その前段としまして、国の要請があり東京都が宮城県の瓦礫を受け入れるというように表明をしているところで、各自治体の発電ができる清掃工場につきましても受け入れの要請がきている中で、清掃工場単位で受け入れの議論がされているところですが、先程の説明で不足していましたのが、多摩川衛生組合で受け入れるということが決まった後で、

そうは言っても市民に対して説明が必要だろうという流れになるかと思しますので、今後は、話が進んでいく中で、市が市民に対して、受け入れについての説明会などを実施していく流れになるであろうと想定しております。ごみ関係の受け入れにつきましては、市の環境安全部にごみ減量推進課がありますので、ごみ減量推進課が中心になって会議を実施するようになると考えていますが、放射能の対応として府中市は安全なのか、大丈夫なのかということにつきましては、放射能の対応をさせていただいています環境政策課でも一緒に対応していく流れが想定されているところでございます。

委員 多摩川衛生組合の意思によって、府中市、稲城市などの関係市がそれに乗るかどうかという話をされていましたが、多摩川衛生組合の意思として、府中市がバックアップすることができるのですか。

事務局 多摩川衛生組合の中にも議会がありまして、構成市から議員が選出されていますので、基本的にはそれぞれの構成市の意見が集約されて多摩川衛生組合の意見ということで決定されていると考えております。東京都の考え方としては放射性物質を運びたものを持ってきて拡散のリスクを背負って焼却をしていくということではなくて、東京都並みあるいは東京都よりも空間放射線量が低いエリアである宮城県や岩手県などの広域的な支援ということで、広く環境対策ということで実施をしていき、安全性につきましては国あるいは東京都で担保をしていくといった説明になっておりますが、住民目線で考えますと、そうは言っても本当に大丈夫なのか、どのように確認をしていくのだ、本当は含まれているのではないかとといったような心配の声が出てくるものですから、受け入れるということになったときには、構成市などでも説明が必要になっていくのだろうなというように考えております。単独で清掃工場を持っているところ、あるいは23区では受け入れが決まってきている状況の中で取組が始まってきておりますが、今後、多摩川衛生組合で正式に実施をしていく運びとなったときには、市としての考えをご説明させていただいて、例えば、府中の放射線量は今どれだけなのか、受け入れた後に大丈夫なのかといったような説明の中で、清掃工場の中では落ち葉とか今年の剪定枝の話があった中で、放射能が心配だといっている先生達がおっしゃっていたのは、なるべく落ち葉などはそのままにしておくのではなくて、可能な限り回収して今年は燃やしてしまっ、小さくして封じ込めるといったことが一番有効であるというお話をされている先生が多いと考えております。議論になっていますのは、遠く離れたところからそういったものを持ってくると放射性物質の移動拡散のリスクが高くなるのではないかとといったような議論の向きだと思いますので、その辺の安全性の確認につきましては国、東京都に委ねる部分と、受け入れるべき清掃工場、自治体で確認をしていくべき部分と、分担されることになるかと思っておりますが、安全性を確認していく中で、国レベルでの災害でございますので、その対応につきましては実施をさせていただく方向で検討していくべきであると考えております。

会長 多摩川衛生組合の議員さんというのは、議会から出ていましたよね。

事務局 はい。議会選出です。

会長 府中市からは何名出ていますか。

事務局 各構成市から4名ずつです。

会長 これは公表されていると思いますので、働きかけを直接議員さんにされるということも可能性はあるかと思います。実際に多摩川衛生組合で、受け入れが決まった後に府中市レベルで市民も含めて議論をする場合に環境審議会として、どういう判断をするのかももう一度ご報告いただいて、必要であればもう一度ここで議論をして、何らかの判断を下すことがあるかと思いますので、ご提起いただければと思います。

この件に関しては他にありますか。

委員 少し話が違いますが、建設事業で耐震化を盛んに行われていて、特に小中学校の耐震化が多いのですが、これらに入ってくる資材、生コンクリートや砕石だとかの放射能に関して検査はされているのでしょうか。砕石は奥多摩や青梅の方から入ってくるものがありますが、一番関東で多いのは栃木県の葛生から入ってくる砕石で、危ないのではないかと、盛んにきのこは食べられない、何が食べられないと言っている状況の所ですから、府中市に入ってくるものに関しては、調べていただけるものは調べていただきたい。校庭の芝生化に対する芝も福島、茨城、千葉の芝が入ってきていますので、芝もお茶と同じで吸収しやすいとの話もありますし、どこの産地で、放射能を調べたうえで受け入れて欲しいと思います。

会長 何かご回答の用意はありますか。

事務局 第4回の審議会のときに委員さんからも区内の状況などを教えていただいた部分がございますので、審議会が終わった後に早速、建築関係に、そこで砕石の中に含まれていたという情報などもありましたので、その中では放射能の問題につきましては、まさかということがあってはならないのですが、稲わらにつきましてもまさかと思っていたものが放置されていた物も家畜が食べて食物連鎖になっていく。今度は砕石に放射性物質が含まれていて、コンクリートにしてしまったら、建物の中の放射線量が上がってしまったという状況がございました。施設を建築する担当課とも話をさせていただいて、確認した中で現在、砕石やコンクリートなどにつきましては、委員もご指摘いただいたとおり、まずは産地がどこの物なのかというのを確認して、また、メーカーの保証ですとか、業者のレベルで測定をしていただいて安全だというものを確認していただいたところで活用するようにしていると聞いております。同様に私どもも第2庁舎に移りまして、屋上に上がりますと第一小学校の校庭が目に入ります。ちょうど校庭芝生化の工事が第一小学校で進んでいるところで、芝生も持ってくる場所によってはリスクがあるのだらうと思ひまして、教育委員会に確認をしましたら、教育委員会でも気にしておひまして、今回、第一小学校の芝生につきましては、産地は鳥取県から持ってきていると聞いております。給食食材と同様でございますが、まずは産地などを確認し、できる限りの安全は確認するように配慮はさせていただいております。ただし気をつけなければいけないのは、食材も同様ですが、産地などで色をつけてしまうことが、いわゆる風評被害につながる場所もござひますので、闇雲に心配だからということで取り組むべきではなく、安全確認をどのようにしていくのかがご指摘のことだと考えておりますので、今後は関係課と協議をする中で、安全安心を含めまして、風評被害対策を絡めて検討をさせていただきたいと考えております。

会長 他にこの件について何かありますか。それでは前回の中で最後になりますが、ごみの件についてお願いします。

事務局 最後に、ごみの件で質問があったかと思いますが、平成15年に策定した環境基本計画の中で、重点施策5「10年間で50%削減」を掲げていますが、資料3を出させていただきました。

平成22年2月2日にごみの有料化・戸別収集を実施したところですが、実施する前は、平成13年度基準で、平成20年度末で、13.6%でしたが、実施後は、22年度末の23年3月で38.2%のごみを削減することができております。これも、市民の皆様のごみ減量の高い意識と日々の取り組みの成果だと考えています。

会長 結果としては38.2%の減量であるというご報告でした。これについて何かご質問などありますか。

それでは協議事項に移らせていただきます。本日の協議事項は主に二つということですが、最初は環境基本計画の作成にあたって、それぞれの先行する計画、上位計画や連係する計画がありますので、それらとの位置付けについてご説明いただきたいと思いますので、事務局から資料を基にご説明ください。

事務局 他計画との位置づけについてですが、まず(1)の他計画との位置づけについて資料4を基に説明させていただきます。

第5次府中市総合計画と各個別分野計画の関係につきましては、約30以上の計画があり、その上位計画である第5次府中市総合計画に基づき、計画を推進しているところであり、別紙4で関連しているものをいくつかを紹介しています。特に関連しているものとして、環境政策課では、個別分野計画として、生活・環境分野として、安全で快適にすめるまちづくりを基本目標として、現在、次期府中市環境基本計画の策定に向けて、皆様に審議していただいているところでございます。もう一つは、市職員が取り組む、府中市職員エコ・アクションプランがありますが、こちらも、昨年度、第3次として、現在取り組んでいるところで、平成21年度を基準として、平成23年から平成27年度の5年間で、温室効果ガスを5%削減することを目標に掲げて実施しているところでございます。色々な観点から、特に府中市環境基本計画に関連しそうなもので、参考になりそうなものをピックアップさせていただきました。まず、一つ目は、「府中市緑の基本計画2009」です。本計画は平成21年度から10年間を計画期間として設定し、平成30年度を目標としています。次に、「府中市一般廃棄物処理基本計画」です。副題が、ごみ50%削減・リサイクル率日本一を目指してです。本計画は、平成23年度から平成32年度までの10年間としていて、社会情勢などに応じて、概ね5年間を目途に見直しを図るものとしています。最後に、「府中市耐震改修促進計画」です。平成19年度から平成27年までとし、策定期間を含め、平成20年から順次展開しており、必要に応じて計画の見直しをすることとなっております。

補足としまして、策定した「府中地球温暖化地域推進計画」につきましては、環境基本計画の中の個別計画にあたり、重点施策の6に該当し、平成32年度までに、平成2年度比で、二酸化炭素を15%削減することを目標として目指しています。

会長 結構大変な作業で、お手元のもう一度、資料4の一覧表をご覧いただければ良いと思いますが、基本的には府中市には30以上の基本計画が存在しますけれども、これらの

計画の中の 하나가、平成26年から35年ということになると思いますが、次期の審議会で策定予定の新環境基本計画ということになります。環境基本計画に関連する諸計画として、このリストのとおり16の計画があります。この他にもこれも入るのではないかともっと増えるのではないかと思います。これらの計画はそれぞれに策定されて、実施中の計画であるので、これらとの整合性を取りながら、基本計画を策定しなければならないというのが現実です。本日、その中の三つの計画について、「緑の基本計画」、「一般廃棄物処理基本計画」、「耐震改修促進計画」について、冒頭だけご説明いただきましたが、こういったものを目配せしながらやらないといけません。行政内部の問題がありますが、これらの17の計画の中で、環境基本計画が上位計画に当たるもの、つまりその規定を前提にしてこの計画は立てなければいけない計画はどれなのかということは、これから事務局とも相談してやっていかなくてはなりません。まもなく更新時期を迎える計画もありますので、状況としてこのようになっています。この後の構成との関係もありますが、前回の議論にもありましたとおり、総合計画がまもなくされ、今、策定の途中ですので、総合計画の環境分野でどのような記述が盛り込まれるのかによって、環境基本計画の位置付けも変わってきてしまいます。ですから、当初の予定よりも少しテンポを遅らせなければいけないのかもしれませんが、総合計画との関係も意識しなければなりません。非常にややこしいやり方なのですが、そのバランスの中で次期環境基本計画の準備をしなければいけないという状況が分かっていたらと思います。併せて、総合計画についてもご説明いただけますか。

事務局 次期府中市環境基本計画の構成内容についてということになりますが、資料5をご覧ください。第5次府中市総合計画というものが、府中市の上位計画としてあります。その中に基本目標2「安全で快適に住めるまちづくり」というものが生活環境分野になっていて、個別分野計画の中で皆様にお配りした内容は、「府中市一般廃棄物処理基本計画」、「府中市緑の基本計画」、「府中市耐震改修促進計画」を参考としてお配りさせていただきました。府中市総合計画につきましては会長からもお話がありましたが、第6次総合計画に向けて見直しをしているところでございまして、その中で府中市総合計画市民検討協議会というものが組織されておりまして、職員と市民が一体となって計画の検討をしているところでございます。協議会の中にいくつかの部会があり、関係する分野としましては、生活・環境部会や都市基盤・産業部会というものがございまして、府中市環境基本計画との整合性を図ることが必要であります。その骨子案が、平成24年の6月末となっておりますので、事務局としては、そのあたりをにらんで、素案検討会を立ち上げて同時並行で検討をしていければ良いのではないかと考えております。今後どのように進めていけば良いかを皆さんの活発なご意見をよろしくお願いいたします。

会長 現状は良く分かったと思いますが、問題はこういう状況の中で環境基本計画策定のためにどういう順番で、どういう手順で、どのタイミングで、何を議論すれば良いかということを決めなくてはなりません。ここでうまい提案はないのですが、ここまでのところ事務局からご説明いただいたことを含め、何かご質問やご意見があれば先にお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

副会長 第6次府中市総合計画を市民検討協議会の中でやられていると思いますが、市の職員も入っていると思いますが、環境政策課からはどなたか出て進捗状況なりどういう内容が盛り込まれるかの情報は把握されていますか。総合計画ができた後に、環境基本計画

の中であれをして欲しい、これをして欲しいといった場合になかなか難しいです。できれば総合計画の中に環境基本計画に盛り込む内容のエッセンスを早めに持ち込んでおき、総合計画の中に入っていないと、事業計画として進みにくいです。特に予算が付かなくなってしまう。総合計画に入っているとその事業計画の中に予算化されて進めていきますが、先にできたものに盛り込まれていないものを環境基本計画に入れても予算が通らなく難しいです。総合計画にエッセンスだけでも盛り込んでおいてもらうようにしないと、抽象的な表現でも良いですが入れといてもらうと、環境基本計画の中でより具体的な施策として展開できると思います。第6次総合計画の生活・環境分野についての進捗状況がどのくらい進んでいるのか、どういう内容が盛り込まれつつあるのか、状況が分かりましたらお願いしたいことと、総合計画に基本的なエッセンスだけでも盛り込めるようにあらかじめ審議会で決めて、総合計画を進めてもらった方が後の展開がしやすいと思います。情報があったらお聞かせいただきたい。

事務局 確認した情報では、総合計画審議会の日程の中では今週に審議会が開催されます。また、公募市民による協議会が月2回の土曜日に開催されています。環境政策課としてはそうした情報を収集していかなければいけないと考えております。

委員 総合計画というものは、今お話のあった総合計画審議会で骨子が決まっていくと解釈してよろしいでしょうか。

事務局 骨子が6月末に決まる予定になっています。

副会長 市民が入って検討協議会が進んでいます。結果的に協議会の中で出来上がると、最終的に審議会にかけます。前の環境基本計画を作ったときもそうですが、素案検討委員会で案が出来上がってきて、環境審議会で練って基本計画が出来上がりました。総合計画審議会に移った段階ではかなり内容が固まってしまうので、検討協議会の中に意見を入れていかないと素案そのものに入ってこなくなってしまう。総合計画の生活・環境分野に入っている人達が環境の問題について詳しく知っているかどうかで決まってくるので、進捗状況を注視していないと基本目標に入らなくなってしまう。

委員 検討委員会にインプットするための活動を、例えば環境審議会とかそういうところで整理をして早めに出していかないと、第6次総合計画の予算にはそれが反映されていかないということですか。

副会長 そういうことです。

第5次総合計画が作られたときにも総合計画が先行してしまっていて、環境基本計画が作られたのがその後でしたので、環境基本計画でいくら挙げてでも総合計画に入っていないと予算が付かなくなってしまうし、実際に実行できないことがありました。今度はその轍を踏まないように、早めに基本的なものだけでも入れておかななくてはならないのではないかと思います。そのときには放射能問題は無かったし、恐らく総合計画には入ると思いますが、こういうものを市として入れて欲しいというものがある程度ないと、放射能に関心の無い人が検討協議会の委員になっても出てこないですから、ある程度の知識を持った人が協議会に入っていないといけないと思います。

委員 環境審議会の会長や副会長が、検討協議会にインプットできるような仕組みがないといけないと思います。それが無いと会長がお話したことが動いていかないと思います。その辺りはどうなのですか。

副会長 第6次についても心配しているところで、今回は3月10日にあると思いますが、傍聴にできれば行ってみようと思います。

委員 傍聴というよりは、そこで発言権がないといけないと思います。

会長 少し整理させてください。実は私が今、第6次総合計画の審議会の会長をしております。

少しだけ説明させてください。基本的にはおっしゃるとおりです。ただ、非常にややこしいのが今までの総合計画の策定の仕方と少し違っています。第5次総合計画では後期計画の策定に関わっていましたが、以前は前期計画のときに基本構想を作って、5年の前期計画と5年の後期計画を順に作っていくというやり方でした。第5次総合計画の後期計画が終わるので、第6次総合計画を作らなくてはなりません。今までであれば、総合計画を作るための基本構想を作るところから始めます。都市構想のようなもので、想定人口をどうするのか、どこに重点を置いていくのかという基本構想の策定が先にあって、それが決まったことを踏まえて、総合計画を作っているのですが、これはどこの自治体でも同様です。ところが法律が変わりまして、基本構想を作らなくてもよくなりました。今やっていることは、総合計画の審議会の基本構想部分に当たるものを先に議論しましょうということで、今月にまた会議がありますが、そこでは基本構想部分、基本的な方針について確認するという作業が始まります。まだそこでは決定しません。たたき台となるものをまだ誰も作っていないので、段取りも含めて決めます。今までのやり方と違うので、非常にややこしいのは、総合計画の審議会が最終的には総合計画の策定を行うのですが、審議会に素案を提案するのは、起草委員会というものを別に作ります。私も第5次総合計画の後期計画の起草委員をしましたが、第5次で言いますと計画の推進に当たってという行財政運営計画の担当をしました。起草委員がそれぞれ担当して、担当課とすり合わせをしながらたたき台を作りますので、その限りで言うと総合計画の議論の進め方は、起草委員会を発足して、起草委員会の担当委員と担当課との間ですり合わせの結果次第です。まだ起草委員会は発足していません。それが審議会の議論の進め方です。ややこしいというのは、今お話に出た市民を中心にした検討委員会なのですが、その検討委員会は審議会の下部組織ではなく、市長が別途委嘱しているものです。それはそれで議論していただいて、それを審議会は視野に入れ参考にしてたたき台を作って、そして審議会でも議論をするという段取りです。つまり間接的なのです。そのまま今の協議会の提案が、審議会の総合計画の起草委員会の原案になるのに、制度上は何も保障がありません。それを参考にはするけれどもそれとは別に起草委員会で責任を持ってたたき台を作って審議会に提案するという枠組みになっていますので、今回は職員も入っていますので、かなり完成度の高い提案が出てくると思います。ややこしかったのは、市民レベルで議論がそのまま審議会での計画の素案になるとは今のところ保障はありません。ですからどのタイミングで環境審議会の意見を入れれば良いのかというのが非常に難しいです。そのまま協議会の原案が総合計画の審議会の原案になるのであれば、今やらないと遅いのですが、審議会としては先程申し上げたとおり、起草委員会を発足させて、基本構想部分が決まっていますから、つまり都市の規模が決まら

ないのに何も決めようが無いところもありまして、協議会で色々な提案が出てきても、最終的には基本構想に当たる部分が決まって、起草委員会で議論していただいて、たたき台をもう一度作り直してもらうということが必ず起こるはずだと思います。もちろん今の協議会のレベルで色々ご意見を出すということがあるにしても、基本的にはタイミングを見て、起草委員会と環境審議会が懇談や協議をする機会を持った方が良いと思います。まだ、スケジュールが分かりませんが、今、何か意見を言わないと何も反映されないということではないと思います。そういう約束で進んでいます。

副会長 先程の6月というのはどのことを言っているのですか。

会長 市民の協議会で、協議会からの中間報告です。

副会長 市民検討委員会の報告が6月に出るということですか。

会長 そういうことです。

副会長 市民検討委員会の報告を受けて起草委員会が内容を見て、起草委員会である程度の構想を決めたものが審議会にかかるということですか。

会長 そうです。原案を作るのは起草委員会です。起草委員会は審議会の副会長が座長で、主に学識経験者と団体の代表者数名で作っていますので、そこにどういう項目が盛り込まれるかが一番大事だと思います。起草委員会が立ち上がった時点で、環境審議会として意見交換の場を設定していただくというのが一つの方法なのではないかと思います。ただし、協議会に環境政策課の職員がいませんので、これは追加ができないのでしょうか。

事務局 確認しましたが、追加はできないとのことでした。

会長 それではオブザーバーとして参加は可能ですか。

事務局 それは可能だと思います。

委員 総合計画の素案ができた段階で、各審議会にそれをインプットしていただいて、そこでもう一回フィードバックをかけて、最終的な総合計画を作るというプロセスを作っていただければ反映できると思います。その辺はどうなのでしょう。

会長 そのように申し入れていただけますか。

事務局 計画の関係につきましては、総合計画は市の大きく基になる計画でございますので、議論されますのが、総合計画には載っていないのに個別計画に載っているから何なのだというお話もできます。逆に総合計画には載っているけど個別計画には入っていないといった現象もございます。全ての計画の策定の次期が総合計画と必ずしもリンクしていないことから、色々な計画の中でも、鶏と卵のような話になってしまっていますが、基本的には各計画が総合計画の時期に合わせるように擦り寄ってきている状況に現在はなっ

ているところだと思います。環境基本計画につきましては総合計画の終了時期と環境基本計画の第1次終了時期が同様になっていることから、総合計画の策定状況を見ながら、次期環境基本計画の策定を審議会委員の皆様をお願いしているところでございますが、実態としましては、会長からお話がありましたとおり、総合計画の全体像がまだ見えてきていないので、取組にくいところもあるかと思っておりますが、その状況を見つつ、ご相談させていただきたいと考えております。各個別計画を持っている所管課では頭を悩ませている部分でございますが、各個別計画につきましては、それぞれの法令に基づいて策定などを行っている関係から、時期を合わせたりするのが難しいところもあると聞いていますので、よろしくお願いいたします。

会長　　今の話をまとめますと、一つは総合計画の協議会が先行していますが、協議会の中に環境政策課の職員が入っていないというのは良くないので、オブザーバーでも良いので、生活・環境分野と都市基盤・産業分野にオブザーバーとして参加してください。その状況を審議会の中でご報告いただくかたちをとらせていただきたいと思います。もう一つは環境審議会としては総合計画と重なりますので、環境基本計画策定に向けた取組の調整が必要なので、審議会で素案の策定時期に環境審議会と協議の場を設けて欲しいということをお願いしてください。この二点をお願いしたいと思います。今のことに関連して何かありますか。

副会長　　起草委員はいつ頃発足するのでしょうか。

会長　　当初の予定では6月ですが、政策課と打合せをして、少し遅いのではとのことで、基本構想の部分に当たる方針が先にないと、議論もできないので、それも起草委員会に委ねた方が良いので、今月の審議会でも起草委員会を立ち上げますということを決めてくださいとお願いしています。早ければ4月から立ち上がると思います。立ち上がっても直ぐ個別の計画には入らないはずなので、基本構想に当たる大枠をまずは議論していただくとのことなので、タイミングとしては6月以降とするのが良いと思います。その頃になるとそれぞれの起草委員の中で、計画のどの分野を担当するかが決まりますので、担当委員と直接話をするこも含めて考えた方が良いのではと思います。

他の諸計画とのすり合わせをどうするのかという問題もありまして、事務局で先程ご提示いただきましたのは、計画の構成の話とスケジュールの話が一緒に絡んでいるのですが、今の段階で次期計画の骨子について、ポイントについて議論することは大事な事なのですが、あまり早すぎても総合計画の進捗状況と合わせなくてはいけないところがあるので、事務局としては第1章、第2章に当たる部分を先にご議論いただいて、その中で、もし、ある程度の柱立てができるのであれば、総合計画に反映させることも含めて、柱立てをしていったらどうでしょうかというご提案だったのですが、結果としてロードマップの中に次回出してもらいますが、環境基本計画を策定するために市民検討委員会を立ち上げたいという意向を持っています。そのタイミングを少し遅らせないといけないということにもなるのですが、総合計画の方は、市民検討協議会が終わった後でないという意味が無いので、そういうことも含めて、進め方など次回以降の検討内容についてご提案があったのですが、そういう方向でよろしいでしょうか。

会長　　その他について、事務局から何かございますか。

事務局 その他としまして、平成24年2月7日(火)午後2時から第1回環境講演会として、東京農工大学の講堂で、東京電力の原子力発電所の設計に携わった渡辺敦雄氏をお迎えして、“放射能と人体の健康についてわかりやすい講演会”を実施し、東京都市環境・公害事務連絡協議会の構成市の職員及び、各市の審議会委員の方や一般の方の93名の参加がありました。その後、ディスカッションが行われて今後も続けられたらという意見がありました。参加された委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

会長 ご出席いただきました委員の皆様も多数いらっしゃいますが、大事なことは環境審議会が自治体を超えて研修、意見交換、情報交流する場がありませんでした。まずはできるところからということで、東京都市環境・公害事務連絡協議会と東京農工大学の地域システム学科の共催で、一回目を開催させていただきました。講師として福島第一原発の3号機と6号機、浜岡原発の基本設計をやられた方がおりまして、その方をお招きして学習会を行いました。これからも随時やっていきたいので、よろしく願いますとお話でした。

委員の皆さんから何か無ければ次回の会の確認に行きたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは次回の開催について、事務局からよろしく願います

事務局 次回の日程ですが、平成24年5月8日(火)18時30分から府中駅北第2庁舎の3階会議室で開催しますのでよろしくお願いいたします。

会長 それでは、長い時間お疲れ様でした。また次回もよろしくお願いいたします。

以上